

○藤枝市岡部玉露の里条例施行規則

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日

規則第 4 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤枝市岡部玉露の里条例（平成 2 0 年藤枝市条例第 4 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 瓢月亭及び長屋門の開館時間は、午前 9 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

2 茶の華亭の開館時間は、午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時までとする。

(利用料金の減免)

第 3 条 条例第 9 条に規定する利用料金の減免は次のとおりとする。

(1) 市内に住所を有する者であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 条に規定する障害者及び障害児並びにこれらの者と同数以内の介助者が使用するとき 免除

(2) 市内の社会福祉関係団体等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条に規定する障害者及び障害児の社会参加を支援することを目的に、事業を実施するとき 免除

2 前項各号に掲げる場合のほか、玉露の里の効用を高める減免として指定管理者が市長に提案し、その承認を得た場合には、所定の利用料金に市長が承認した割合を乗じて得た額を減額することができる。

3 指定管理者は、前項の承認を得た場合には、その内容と割合を公表しなければならない。

4 指定管理者は、利用料金を減免したときは、その内容を市長に報告しなければならない。

5 利用料金の減免を受けようとする者は、岡部玉露の里利用料金減免申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるものについては、この限りではない。

(使用許可の取消し)

第 4 条 使用者が使用許可の取消しを願い出ようとするときは、藤枝市玉露の里使用許可取消願（第 2 号様式）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第 5 条 条例第 1 0 条ただし書の規定による既納の利用料金の還付額は、次のとお

りとする。

- (1) 条例第10条第1号に該当するとき 全額
 - (2) 条例第10条第2号に該当するとき 7割
 - (3) 条例第10条第3号に該当するとき 全額又は一部
- (使用者等の遵守事項)

第6条 藤枝市岡部玉露の里の入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらの原因となるおそれがある物品若しくは動物の類を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において、飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (3) はり紙の掲示、看板の設置等をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の販売、展示、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の減免対象の追加規定については、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。この場合において、適用日以後に使用、利用等をする場合の事前申込みがあった場合についても、減免対象の追加規定を適用するものとする。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年12月15日規則第46号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月15日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の各規則の規定については、令和 8 年 4 月 1 日（以下この項において「適用日」という。）以降の使用又は利用の申込みから適用する。この場合において、適用日前に使用又は利用の申込みがあった場合については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

岡部玉露の里利用料金減免申請書

年 月 日	
様	
住所(所在地)	
申請者 団体名	
氏名(名称及び代表者名)	
電話	
次のとおり岡部玉露の里の利用料金の減免を受けたいので申請します。	
減免申請の区分	入館料(利用料金) 使用料(利用料金)
使用日時	年 月 日()午前・午後 時 分から 年 月 日()午前・午後 時 分まで
使用目的	
入館人員	人
使用責任者	住所(所在地) 団体名 氏名(代表者) 電話
入館料等 (利用料金)	円
減免申請額	円
減免理由	

※必要に応じて、関係資料を添付してください。

第2号様式(第4条関係)

藤枝市岡部玉露の里使用許可取消願			
年 月 日			
(あて先)			
申請者 団体名			
住 所			
氏 名			
電 話			
次のとおり 使用許可の取消しを願います。			
使 用 日 時	年 月 日 前 午 後	時から	
	年 月 日 前 午 後	時まで	
使 用 目 的			
使 用 施 設		付 帯 設 備	
使用許可年月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取 消 し を 願 う 理 由			
還 付 金 振 込 金 融 機 関 名 及 び 口 座 番 号	銀 行 信用金庫 店 農 協	口 座 番 号	
		口 座 名 義	

※口座名義の氏名は、使用許可を受けた者の氏名と同じであること。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 2 号様式（第 4 条関係）